

岩手県ボウリング連盟 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 岩手県ボウリング連盟（以下「本連盟」という。）と称し、外国に対しては IWATE BOWLING ASSOCIATION（略称: I B A）と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、主たる事務所を 岩手県盛岡市津志田中央三丁目17番5号「とちない脳神経科クリニックビル3F」内に置く。

(構成及び組織)

第3条 本連盟の構成は、個人正会員、実業団会員、高等学校登録会員、高校生会員及びジュニア会員の正会員、個人普通会員、名誉会員、特別会員で構成する。

2 個人正会員、個人普通会員は・社会人部、実業団会員は・実業団部高校生会員及びジュニア会員は・ジュニア部にそれぞれ所属する。

(支部・クラブ)

第4条 本連盟は、理事会の決議を経て支部を置くことができる。

2 支部は、その下部組織としてクラブを設けることができる。支部及びクラブの設置については、別に定める規約によるものとする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第5条 本連盟は、公益財団全日本ボウリング協会（以下「全日本ボウリング協会」という。）の加盟団体として、この地域におけるボウリング競技界を統括し、代表する団体として、ボウリング競技の普及及び振興を図り、もって児童、青少年の健全な育成並びに岩手県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第6条 本連盟は、第5条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 岩手県を対象とした連盟選手権大会、競技会、リーグ等の開催事業並びに全日本ボウリング協会に対し、選手権大会、競技会等の公認申請、公認記録報告、表彰に関する諸申請事業

(2) 岩手県を代表する団体として、全日本ボウリング協会に加盟し、国民体育大会及び全日本ボウリング協会、東北地区ボウリング連合等が主催、後援する選手権大会、競技会に対する代表参加者の選考及び派遣事業

- (3) 岩手県体育協会に対して、岩手県を代表して加盟すること
- (4) ボウリングに関する地域グループの育成強化及び指導
- (5) 全日本ボウリング協会が主催、後援並びに共催する選手権大会、競技会における主管運營業務
- (6) ボウリング競技に関する指導講習会の開催及び指導者の育成
- (7) ボウリング競技に関する調査研究及び指導
- (8) ボウリング競技に関する機関紙、刊行物の発行事業
- (9) 下部組織の支部、クラブの公認申請及び公認記録報告等の業務
- (10) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

(その他の事業)

第7条 本連盟は、事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) ボウリング競技に係る物品販売に関する事業

第3章 資産及び会計

(事業年度)

第8条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(収 入)

第9条 本連盟の収入は、次のとおりとする。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄附金品
- (4) その他の収入

(金銭の管理)

第10条 本連盟の会計は、会長が管理し、現金は、理事会の決議によって預金等の確実な方法により、会長が保管する。

(財産の処分)

第11条 本連盟の資産は処分し、又は担保に供してはならない。

- 2 本連盟の事業遂行上やむを得ない理由がある場合は、理事会及び代議員総会の決議を経て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第12条 本連盟の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入及びその他の収入をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 13 条 本連盟の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会及び代議員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 承認を受けたのち、全日本ボウリング協会に報告するものとし、事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第 14 条 本連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会及び代議員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) 会員の移動状況書

2 本連盟の収支決算に剰余金があるときは、理事会及び代議員総会の承認を得て、その一部もしくは全部を基本財産に編入する。もしくは、翌年度に繰り越すものとする。

3 本連盟の事業報告及び収支決算は承認を受けたのち、全日本ボウリング協会に報告するものとする。

第 4 章 代議員

(代議員)

第 15 条 本連盟に、社会人部、実業団部、ジュニア部及び傘下各支部の正会員より選出された代議員を置く。代議員は、各部並びに各支部に所属する正会員及び普通会員を代表する。

2 代議員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。補欠により就任した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 代議員の選出方法及び定足数は、次のとおりとする。

- (1) 各部より 1 名、各支部（クラブ）より 1 名とし、支部会員数 100 名につき 1 名を加え、最高 3 名を限度とする。

第 5 章 代議員総会

(構成)

第 16 条 代議員総会は、すべての代議員をもって構成する。

(権 限)

第 17 条 代議員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の承認事項
- (3) 事業計画及び収支決算の承認事項
- (4) 役員の選任及び解任に関する事項
- (5) 財産に関する事項
- (6) 本連盟の解散に関する事項
- (7) その他特に重要な事項

(代議員総会の種類及び開催)

第 18 条 代議員総会は、定時代議員総会と臨時代議員総会の 2 種類とする。

- 2 定時代議員総会は、毎事業年度開始後 50 日以内に開催する。
- 3 臨時代議員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、請求があった日から 30 日以内に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 代議員の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(招 集)

第 19 条 代議員総会を招集する場合は、開催日の 20 日前までに会議に付議すべき事項及び内容、日時、場所を記載した書面又は電磁的方法をもって各代議員に発するものとする。

- 2 臨時代議員総会は、会長が必要と認めた場合、又は代議員の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して代議員総会の招集の請求があった場合は、その請求があった日から 10 日以内に会長が、書面及び電磁的方法をもって各代議員に発するものとする。

(議 長)

第 20 条 代議員総会の議長は、年度最初の定時代議員総会において選任され、次年度の定時代議員総会で後任者が選出されるまで議長となる。

(定足数及び決議)

第 21 条 代議員総会は、代議員現在数の 3 分の 2 以上が出席しなければ開催することはできない。

ただし、当該議事について、書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

- 2 代議員総会の議事は、出席代議員の過半数をもって決議する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 3 代議員総会における代議員の議決権は、代議員 1 名につき 1 票とする。

(代理出席)

第 22 条 代議員が代議員総会に出席できないときは、同部、同支部会員、又はほかの代議員に委任して、その議決権を行使することができる。この場合には、書面又は電磁的方法をもってその代理権を証明しなければならない。

(議事録)

第 23 条 代議員総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席者の中から 2 名以上の代表が署名捺印し、永年保存するものとする。

2 代議員総会で決議した事項は、全日本ボウリング協会並びに会員に通知する。

第 6 章 役員等

(役 員)

第 24 条 本連盟には、次の役員を置く。

(1) 理 事 20 名以上 30 名以内

うち 会長 1 名、副会長 1 名、理事長 1 名、副理事長 5 名以内、
常任理事 10 名以内

(2) 監 事 2 名又は 3 名

(役員を選任)

第 25 条 理事及び監事は、代議員総会で選任し、理事の互選で会長、副会長及び常任理事を選任する。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、職務を執行する。また、本連盟の代議員総会の権限に属する事項を決議し執行する。

2 会長は、この定款で定めるところにより、本連盟を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その業務の代理を行う。

4 常任理事は、会長、副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、日常の業務に従事し、代議員総会の決議した事項を処理する。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成のうえ理事会に報告する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本連盟の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任 期)

第 28 条 本連盟の役員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその業務を行う。

(解 任)

第 29 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事現在数及び代議員現在数、各々の 4 分の 3 以上の決議により、会長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び代議員

総会で決議する前に、当事者たる役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認めたとき

(顧問)

第 30 条 本連盟に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が移植する。
- 3 顧問は、理事会の諮問に応じる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本連盟の業務の執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
 - (4) 定款の変更に関する事項
 - (5) 事業計画及び収支予算の承認に関する事項
 - (6) 事業報告及び収支決算報告の承認に関する事項
 - (7) 財産に関する事項
 - (8) 委員会の設置並びに委員の委嘱に関する事項
 - (9) この定款の規定により理事会に付議することを要する事項
 - (10) その他、本連盟の運営上に必要な事項で、会長が必要と認めて付議する事項
- 2 常任理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本連盟の運営に関する事項
 - (2) 代議員総会及び理事会に付議する議案に関する事項
 - (3) 代議員総会及び理事会において委任された事項
 - (4) この定款により常任理事に付議することを要する事項
 - (5) その他、会長が必要と認めて付議する事項

(理事会の種類及び開催)

第 33 条 理事会は、通常理事会、臨時理事会及び常任理事会の 3 種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、請求のあった日から 20 日以内に開催する。
 - (1) 会長が、必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請

求があったとき

(3) 監事から会長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

- 4 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成し、原則として毎月1回又は会長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第34条 通常理事会を招集する場合は、開催日の20日前までに会議に付議すべき事項及び内容、日時、場所を記載した書面又は電磁的方法をもって各理事に発するものとする。

- 2 臨時理事会は、会長が必要と認めた場合、理事の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集があった場合、又は監事から会長に招集の請求があったときは、その請求があった日から10日以内に会長が、書面又は電磁的方法をもって各理事に発するものとする。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がその任に当たる。ただし、会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長が議長となる。

(理事会及び常任理事会の定足数及び決議)

第36条 理事会及び常任理事会は、理事及び常任理事現在数の各々3分の2以上が出席しなければ開催し、付議された事項を決議することはできない。

- 2 当該事項につき、書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 3 理事会及び常任理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、それぞれの出席理事及び常任理事の過半数をもって決議し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(議事録)

第37条 理事会及び常務理事会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席者の中から2名以上の代表が署名捺印し、永年保存するものとする。

- 2 理事会及び常務理事会で決議した事項は、全日本ボウリング協会並びに会員に通知する。

第8章 専門部及び委員会

(部及び委員会)

第38条 本連盟の業務を企画実施するするために、次の部及び委員会を設置する。

(1) 部

- ① 社会人部
- ② 実業団部
- ③ ジュニア部（高校生、中学生、ジュニア）

(2) 委員会

- ① 総務委員会

- ② 競技委員会
- ③ 指導委員会
- ④ 広報委員会
- ⑤ ジュニア指導委員会
- ⑥ 記録委員会
- ⑦ 認証委員会
- ⑧ 競技者資格審査委員会

2 本連盟に必要があると認める場合は、理事会の決議を経てその他の専門委員会及び特定の事項を行うため、特別専門委員会、合同委員会並びに小委員会を置くことができる。

(部長・委員長及び委員)

第 39 条 各部長及び各委員会の委員長は、理事会において常任理事より選任されるものとし、委員は、学識経験者、理事の中から専任されるものとする。

2 本連盟の競技者資格審査委員会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。

(任期・その他)

第 40 条 各部及び各委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 各委員会の組織、権限及び議事等については、別に定める規則を適用する。

第 9 章 事務局

(職 員)

第 41 条 本連盟の事務を処理するために、必要な職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 職員は有給とする。

第 10 章 会 員

(会 員)

第 42 条 本連盟の会員は、次のとおりとし、全日本ボウリング協会に登録するものとする。

2 本連盟の会員は、公益財団法人日本体育協会の「スポーツ憲章」並びに全日本ボウリング協会の競技者規程、その他の規程、規則を遵守しなければならない。

(1) 正会員……本連盟の目的に賛同して入会した、次に掲げる会員とする。

① 個人正会員

② 実業団会員

③ 高等学校登録会員

④ 高校生会員及びジュニア会員（当該年度 4 月 1 日現在：満 18 歳未満の者）

(2) 個人普通会員……本連盟の目的に賛同して入会した、普通会員とする。

(3) 名 誉 会 員……本連盟に特に功労があった者で、代議員総会の決議をもって推薦さ

れた者とする。

(4) 賛 助 会 員……本連盟の目的及び事業に賛助する個人又は法人で、理事会の決議をもって推薦された個人又は法人とする。

(5) 特 別 会 員……全日本ボウリング協会並びに本連盟に賛助する個人又は法人で、理事会の決議をもって推薦された個人又は法人とする。

(入 会)

第 43 条 本連盟の正会員及び普通会員に入会する者は、別に定める会員登録規程により、登録申請し承認を受けなければならない。

2 名誉会員、賛助会員、特別会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員とする。

(会 費)

第 44 条 本連盟の会費は、全日本ボウリング協会の負担金を含め、別に定める会員登録規程によるものとする。

(資格の喪失)

第 45 条 本連盟の会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

(1) 脱退したとき

(2) 成年被後見人、被補助人となったとき、又は破産の宣告を受けたとき

(3) 志望もしくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が倒産あるいは解散したとき

(4) 除名されたとき

(脱 会)

第 46 条 会員が脱会しようとするときは、理由を付して脱会届を提出しなければならない。

(除 名)

第 47 条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て、会長がこれを除名することができる。

(1) 全日本ボウリング協会並びに本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の目的に違反する行為があったとき

(2) 全日本ボウリング協会並びに本連盟の競技者規程に違反したとき

(3) 本連盟の会員として、義務に違反したとき

(4) 会費を滞納したとき

第 11 章 定款の変更並びに解散

(定款の改廃)

第 48 条 この定款は、理事会及び代議員総会において各々 3 分の 2 以上の決議を経て、更に全日本ボウリング協会の承認を得て、変更することができる。

(解 散)

第 49 条 本連盟は、財産の減失による本連盟の目的である事業の成功の不能その他の法令で定められた事由によって解散する。ただし、理事会及び代議員総会において、各々の 4 分の 3 以上の決議を経て、更に全日本ボウリング協会の承認を得なければ、解散することはできないものとする。

(残余財産の帰属)

第 50 条 本連盟が清算をする場合において有する残余財産は、理事会及び代議員総会において、各々 4 分の 3 以上の決議を経て、全日本ボウリング協会を経由し、公共事業に寄与するものとする。

第 12 章 補 則

(細 則)

第 51 条 この定款施行に関しての細則は、理事会及び代議員総会の決議を経て、別に定める。

附 則

- (1) この定款は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
- (2) この定款は、平成 29 年 7 月 1 日より施行する。

岩手県ボウリング連盟

会員登録規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、岩手県ボウリング連盟（以下「本連盟」という。）の定款第3条に基づき、会員登録について定める。

(重複登録の禁止)

第2条 本連盟に会員登録し承認されたすべての会員は本連盟に所属し、ほかの連盟に重複して登録することはできない。

(登 録)

第3条 本連盟に会員登録をすることにより、公益財団全日本ボウリング協会（以下「全日本ボウリング協会」という。）のそれぞれの会員に登録されるものとする。

第2章 正 会 員

第1節 個人正会員

(個人正会員)

第4条 個人正会員は、本連盟の趣旨、目的に賛同し、所定の登録申請手続を経て、承認され入会した個人とする。

(構 成)

第5条 本連盟の個人正会員は支部（クラブ）に属し、社会人部を構成し、競技運営上は、全日本社会人ボウリング連合の構成員となる。

(移 籍)

第6条 本連盟の個人正会員は、その在住、在勤、在学するところを変更した場合、ほかの連盟の社会人部に移籍することができる。

2 移籍しようとする個人正会員は、速やかに支部を通じ所定の移籍届を提出し、承認を受けなければならない。

第2節 実業団会員

(実業団会員)

第7条 実業団会員は、本連盟の趣旨、目的に賛同し、所定の登録申請手続を経て、承認され入会した実業団とする。

(実業団会員の登録手続及び登録資格)

第8条 本連盟に所属する実業団会員の登録手続及び登録資格は、次のとおりとする。

(1) 登録手続

実業団登録申請書に、登録メンバーを記入し、メンバー各人の健康保険証の表紙コピー又は実業団人事責任者の在籍証明書を添付し申請する。

(2) 登録資格

岩手県に在住する官公庁、団体、法人で、次の資格を有するもの。

① 官公庁、団体

② 資本金 100 万円以上の株式、合資、合名、有限会社又は実質資本 500 万円以上の法人

③ 協同組合等は、財団法人、社団法人のみとし、その登録メンバーは、団体事務所専従者に限る。

2 実業団会員は、同一の法人又は官公庁、団体の役員、社員及び職員で構成されたメンバーで、5名以上を有するものとする。

(構成)

第9条 本連盟において、実業団部を構成し、競技運営上は全日本実業団ボウリング連合の構成員となる。

(資格の喪失)

第10条 実業団会員は、その登録メンバーが5名より少なくなった場合には、その資格を失う。

ただし、この場合所定の手続を経て、承認された登録メンバーに限り補充できるものとする。

また、当該実業団会員の社員、職員でなくなった場合、又は、転勤等により登録メンバーでなくなった場合には、実業団会員としての資格を失うものとする。

2 前項により退職、離職したメンバーは、第8条の規程にかかわらず、別に定める実業団内規により、OBクラブとして登録することができる。

第3節 高等学校登録会員

(高等学校登録会員)

第11条 高等学校登録会員は、本連盟の趣旨、目的に賛同し、所定の登録申請手続を経て承認され入会した高等学校とする。

(高等学校登録会員の登録手続及び登録資格)

第12条 本連盟に所属する高等学校登録会員の登録手続及び登録資格は、次のとおりとする。

(1) 登録手続

高等学校登録申請書に登録メンバー名簿を添付して申請する。

(2) 登録資格

学校教育法同施行細則の「高等学校設置基準」によって設置された高等学校とする。

① 登録メンバーは、当該年度4月1日現在18歳未満の在籍生徒とする。

② 登録メンバーは、学校により承認されたメンバーで、数の制限はない。

- ③ 登録メンバー名簿は、毎年提出すること。
- ④ 本連盟の高校生会員と重複してメンバー登録することはできない。

第4節 高校生会員及びジュニア会員

(高校生会員及びジュニア会員)

第13条 高校生会員及びジュニア会員は、両親又は親権者及び雇用責任者が、本連盟の趣旨、目的に賛同し、所定の登録申請手続を経て承認され入会した高校生及びジュニアとする。

(高校生会員及びジュニア会員の資格)

第14条 本連盟に所属する高校生会員及びジュニア会員の登録資格は、登録申請当該年度4月1日現在満18歳未満の者とし、登録申請に際しては、必要書類を添えて申請し、承認された個人とする。

- (1) 両親又は親権者及び雇用責任者の入会承諾書
- (2) 年齢を証明できる書類
- (3) その他必要とするもの

(構成)

第15条 本連盟の高校生会員及びジュニア会員は、支部(クラブ)に所属し、本連盟のジュニア部を構成する。

(資格の喪失)

第16条 高校生会員及びジュニア会員は、当該年度の4月1日現在において満18歳に達しているときはその資格を失う。

(資格の継続と移籍)

第17条 高校生会員及びジュニア会員の資格の継続と移籍は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の4月1日現在において、満18歳に達しているときは、個人正会員、個人普通会員、実業団会員として資格を継続できる。
- (2) 当該年度の4月1日現在において、満18歳に達したときは所定の手続を経て、ほかの部並びにほかの連盟に移籍することができる。

第3章 普通会员

(個人普通会员)

第18条 個人普通会员は、本連盟の趣旨、目的に賛同し、所定の登録申請手続を経て、承認され入会した個人とする。

(構成)

第19条 本連盟の個人普通会员は支部(クラブ)に属し、本連盟の社会人部の構成員となる。

(大会への参加資格)

第 20 条 本連盟の個人普通会員は、支部（クラブ）及び連盟主催、共催等の競技会、リーグ等に参加することができる。全日本、地区等の県外の大会については、正会員の登録をし、資格を取得しなければ参加することはできない。

2 大会開催要項に特別な記載がある場合には、当該要綱に基づき参加することができる。

(会員の継続と移籍)

第 21 条 本連盟の個人普通会員は、継続手続により資格を継続できる。また、在住在勤するところを変更した場合に移籍することができるが、新たに所定の登録申請手続により承認を得るものとする。

2 いかなる場合においても、重複して登録することはできない。

(記録の公認と褒賞)

第 22 条 本連盟の普通会員の記録は公認され、競技褒賞についても全日本ボウリング協会「競技褒賞授与に関する細則」一般競技褒賞の適用を受けることができる。

第 3 章 会 費

(会 費)

第 23 条 本連盟の会費は、全日本ボウリング協会に納入する負担金を含め、次のとおりとする。

(1) 正会員の会費（全日本ボウリング協会負担金、連盟費）

① 個人正会員 : 年額 1 名 7,000 円（負担金：1,500 円、連盟費：5,500 円）

② 実業団会員 : 年額 35,000 円（5 名を規準とする）
（負担金：7,500 円、連盟費：5,500 円）

※ ただし、5 名を 1 口とし、1 名増すごとに、負担金 1,500 円、
連盟費 5,500 円の合計 7,000 円を増すものとする。

③ 高等学校登録会員 : 年額 1 校 5,000 円（負担金：3,000 円、連盟費：2,000 円）

※ 登録メンバーは、数の制限を設けず、それぞれ会員証を交付する。

④ 高校生会員及びジュニア会員 : 年額 1 名 500 円（負担金：300 円、連盟費：200 円）

(2) 普通会員の会費（全日本ボウリング協会負担金、連盟費）

個人普通会員 : 年額 1 名 2,000 円（負担金：1,000 円、連盟費：1,000 円）

※ 同一年度内に正会員に移籍登録するときには、正会員の会費を納入すること。
また、同一年度内にほかの支部（クラブ）に移動、移籍したときには、速やかに移動、移籍の手続をしなければならない。

2 会員は、毎年 3 月 31 日までに次年度の会費を納入することにより、自動的に会員の資格を継続できる。ただし、高等学校登録会員、高校生会員及びジュニア会員は、毎年 4 月 30 日まで継続手続を延長することができる。

3 正会員が、同一年度内にほかの連盟の同一正会員に移籍したときは、当該連盟の連盟費を添えて手続をしなければならない。ただし、当該年度の全日本ボウリング協会の負担金は納入する必要はない。同一年度内に個人正会員から実業団会員に、あるいは実業団会員から個

人正会員に移動する場合には、負担金並びに連盟費を新たに納入しなければならない。

- 4 名誉会員の会費は免除する。
- 5 特別会員の会費は別に定める。
- 6 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

附 則

本規程は、平成 1 5 年 4 月 1 日より改正施行する。

本規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日より改正施行する。

岩手県ボウリング連盟 役・職員倫理規程(案)

(目 的)

第1条 この規程は、岩手県ボウリング連盟（以下「本連盟」という。）の代議員、役員等、委員会委員及び職員（以下「役・職員」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役・職員の範囲)

第2条 この規程において、役・職員とは、本連盟定款第15条に規定する代議員、同第24条に規定する理事及び監事、同第30条に規定する顧問、同第38条に規定する委員会委員、同第41条に規定する職員をいう。

(役・職員の基本的責務)

第3条 役・職員は、本連盟定款第5条に規程する「目的」を達成するため、本連盟の関係規程等に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(役・職員の遵守事項)

第4条 役・職員は、暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。

2 役・職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3 役・職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4 役・職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用不正行為を行ってはならない。

5 役・職員は、自らの社会的な立場を認識して、自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するような責任ある行動を取らなければならない。

(役・職員がこの規程に違反した場合の対処等)

第5条 代議員及び役員等に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められた場合は、管理責任者(担当理事)は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該代議員及び役員等がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、会長は理事会の意見を聴取したうえで、厳正に定款第29条に基づく必要な措置をとるものとする。

2 前項の職員に関する対処は、本連盟就業規則の定めに基づき厳正に取り扱うものとする。

(その他)

第6条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

(規程の改廃)

第7条 本規程は、理事会の決議を経て改廃することができる。

附 則

本規程は、平成25年4月1日より施行する。

公益法人 全日本ボウリング協会

実業団会員登録内規

1. 会員登録規程第8条に基づく役員、社員、職員に対する統一見解を次のとおりとする。

1) 官公庁の場合

- 派遣職員（組合、協会、協議会、事業団、公社、財団）
- 嘱託員（基本は1年ごと契約）
- パートタイマー（基本は1年ごと契約）

2) 民間会社の場合

- 出向社員（系列の事業所等）
- 嘱託社員（基本は1年ごと契約）
- パートタイマー（基本は1年ごと契約）

※ 以上の身分が明確に証明される場合に実業団会員として登録できる。

2. 連盟会員登録規程第10条第2項に基づく実業団会員OBクラブメンバー登録について基本的内規を定めるものとする。

1) 実業団登録OBメンバー（基本条件）

- 実業団登録会員として5年以上在籍と活動をしていた者。
- 実業団登録会員で平成18年3月31日以降に退職、離職した者。

2) 実業団登録OBメンバー（活動条件）

- 各社で引き続きOB会員として登録を認められる会社の場合。
- 都道府県実業団のOBクラブを設立して登録、活動をする場合。岩手県実業団OBクラブ（連盟所在地に置く）

3) 実業団登録OBメンバー（活動範囲）

- 実業団の各種大会に参加できる。
- 産業別選手権大会については、参加部門は協会競技委員会で検討し決定する。

3. この内規の改正は、実業団連合で検討し、協会理事会の承認を得て実施する。